

1 趣旨

原油・原材料等の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発した金融不安の拡大は、世界経済の急激な悪化をもたらし、我が国の経済にも大きな打撃を与えています。

また、景気の減退や急速に進む円高は、自動車産業などの輸出型産業の収益を急激に圧迫しており、地域経済全体に深刻な影響を与えています。

平成20年11月の政府月例経済報告では、「景気は弱まっている。さらに世界経済が一段と減速するなかで、下押し圧力が急速に高まっている。」としており、「先行きについては、原油価格等の下落による一定の効果が期待されるものの、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式・為替市場の大幅な変動から、雇用情勢などを含め、景気の状態がさらに厳しいものとなるリスクが存在することに留意する必要がある。」と厳しいものとなっています。

こうした中、愛知県労働局が発表した平成20年10月の有効求人倍率をみると、全国が0.80倍となっているのに対し、愛知県全体では1.38倍と10月現在では月間有効求人数が月間有効求職人数を上回っていますが、前年同期比では0.42ポイント悪化しており、特に本市を含む東三河地域では1.01倍、前年同期比0.26ポイントの悪化と県内の地域別では最低の有効求人倍率であることから見ても、市内の経済状況は厳しい現状にあるものと判断されます。

地域経済を支える市内中小企業につきましては、大手企業の生産調整による受注数量の減少や消費の冷え込みによる販売数量の減少、金融不安の拡大による資金調達環境の悪化など非常に厳しい局面を迎えてきており、また、雇用環境の悪化など市民生活においても先行きに対する不安が拡大しています。

そこで、本市におきましては、こうした状況に総合的に取り組むことのできる推進体制を強化するため、市長を本部長とする「豊川市緊急経済対策本部」を設置し、市内企業活動の活性化や市民生活の安定化を図ることとしました。

2 対策本部の概要

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 名称 | 豊川市緊急経済対策本部 |
| (2) 構成 | 本部長 市長
副本部長 副市長
本部員 全部長等
関係課長による幹事会を設置 |
| (3) 事務局 | 生活活性部商工観光課 |
| (4) 期間 | 平成21年1月5日設置、必要とされる当分の間継続 |
| (5) 豊川市緊急経済対策本部設置要綱 | 資料1 |

3 対策の基本的考え方

対策の実施に当たっては、国や愛知県の経済・雇用対策との整合性や、商工会議所、商工会などとの連携を図りながら、以下の方針のもと実施していきます。

- 「既に景気後退の影響を強く受けている中小企業等の支援に重点を置く。
- 「市民生活への影響が急速に広がると考えられることから、市民生活の安心、安定化に向けた取り組みを拡充する。
- 「予算の執行等を工夫し、実現可能な取り組みから機動的に実施する。

4 現在の取り組み事項

(1) 中小企業等に対する支援策

信用保証料補助金の対象融資制度の拡大

- ・国のセーフティネット保証制度5号利用者を新規に対象とします。
- ・融資額のうち1,250万円を限度とし、200万円までの信用保証料相当額の50%と200万円を超え1,250万円までの部分の信用保証料相当額の10%を補助します。

市制度融資に係る信用保証料補助金の増額

- ・市制度融資である商工業振興資金、豊川市小規模企業事業資金、豊川市設備近代化特別資金を利用する場合の信用保証料補助額を増額します。
- ・現行の融資額200万円以上1,250万円までの信用保証料相当額の補助額について20%から40%に拡充します。

及び については、平成21年1月5日受付分から適用し、平成22年3月31日までとします。

【商工会議所、商工会の取り組み】

緊急特別経営相談窓口の設置

豊川商工会議所会員企業をはじめ、当地域の中小・小規模企業を積極的に支援するため、緊急保証制度の認定に係る事前確認業務、セーフティネット貸付等に関する相談支援の他、専門相談員による経営全般に関する相談窓口を開設しています。

(2) 市民生活の安定対策

<市民相談窓口の明確化と強化>

相談窓口を周知し、緊急経済対策等の情報提供や適切な関係部署を案内します。

職員の資質向上のため、「多重債務問題に関する職員研修会」を実施します。
(平成21年1月20日)

<雇用対策の紹介>

【愛知県の取り組み】

非正規労働者就労支援センター(仮称)の設置

県内15カ所のハローワーク窓口において派遣労働者等相談コーナーを設置し、専門の相談員の担当者制により就職支援を実施します。

豊川市ハローワークにも窓口が設置されます。

外国人職業相談センター(仮称)の設置

豊橋、刈谷のハローワークにおいて庁舎外にスペースを確保して外国人の相談体制が強化されます。

中小企業緊急雇用安定助成金制度の創設

従来の雇用調整助成金の支給要件を大幅に緩和し、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業・教育訓練等を行った事業主に助成を行っています。

(平成20年12月1日から)

試行(トライアル)雇用奨励金の支給対象年齢の拡大

常用雇用の促進のため、65歳以上の方及び35歳以上40歳未満の若年者を新たにトライアル雇用奨励金の支給対象としています。(平成20年12月1日から)

5 今後の検討事項

(1) 今年度中の対応

今年度の限られた予算の中で工夫を行い、本市として速やかに着手できることに取り組みます。

また、国の補正予算により経済対策として打ち出された事業については、内容が明らかになった段階で本市にとっての効果を精査し適切に対応します。

(2) 新年度以降の対応

地域経済の持続的発展と安心な市民生活の実現に向け、市制度融資の見直しによる中小企業への支援、農業者の資金繰りに対する支援、公共事業の早期発注などによる市内業者への支援などを検討していきます。

また、雇用対策として、県の事業とも連携した若年者の就労支援策の検討を行うとともに、労働相談や法律相談などの相談業務の充実や、外国人の方の就職や住居に関する相談の拡充について検討していきます。